

別紙 本件住民監査請求に係る監査の結果

第1 請求の内容

本件住民監査請求については、請求人から令和5年10月5日付けで提出された愛知県職員措置請求書及び事実証明書並びに同月23日付けで提出された愛知県職員措置請求書の補正文書により、請求の内容は、次のとおりと認めた。

1 請求の対象となる職員又は機関

愛知県立日進西高等学校長（以下「校長」という。）

2 請求の対象となる財務会計行為

愛知県立日進西高等学校（以下「日進西高校」という。）における学習用タブレット端末の紛失。

3 上記の行為が違法・不当である理由

日進西高校では、令和3年12月15日から令和4年10月24日にかけて、学習用タブレット端末5台が紛失したが、令和3年の初期対応において、警察に届けを出し、調査及び捜査が行われ、紛失理由等及び紛失防止がなされていれば、その後の紛失は防げたといえ、校長は職務上の監督責任を果たしていないことから、校長には少なくとも、令和4年10月24日紛失分について、損害賠償責任がある。

4 請求する措置

令和3年度、令和4年度又は令和5年度の校長に対し、少なくとも令和4年10月24日紛失分の94,864円の賠償金を支払わせること。

第2 監査の実施

本件住民監査請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の要件に適合していると認めたので、次のとおり監査を実施した。

1 監査対象事項

日進西高校が管理する備品である学習用タブレット端末の紛失。

2 監査対象機関

教育委員会

第3 監査結果

1 認定した事実

(1) 児童生徒用タブレット端末の概要について

愛知県では、国の「GIGAスクール構想」に基づき、グローバル化・情報化の進展に伴い、企業や大学においても1人1台の端末を用いて業務等を行う現代において、高校時代から1人1台端末を用いた学習により情報技術を活用できる力を身に付け、卒業後に各企業や大学において即時活躍できる人材の育成を行うため、各県立学校に、順次、児童生徒用タブレット端末

を導入しており、令和2年度に約46,000台を導入したのを皮切りに、令和4年度までに122,600台を導入している。

請求人が言及している学習用タブレット端末は、この児童生徒用タブレット端末であると解する。

(2) 児童生徒用タブレット端末の管理について

ア 物品の管理について

児童生徒用タブレット端末は、法第239条第1項に規定される物品に該当し、その管理については以下のような定めがある。

(ア) 物品は、常に良好な状態で管理し、その目的に応じて最も効率的に使用しなければならない（愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号。以下「規則」という。）第101条第1項）。

(イ) かい（出先機関や学校のこと（規則第2条第1項第4号））に属する物品の取得、管理及び処分を行う事務は、知事からかいの長（日進西高校においては、校長）に委任されている（規則第3条第1項第3号）。また、かいに属する物品の出納及び保管に関する事務は、会計管理者からかいの出納員（日進西高校においては、同校事務長（以下「事務長」という。））に委任されている（規則第4条第4項）。

(ウ) かいの出納員又は物品を使用している職員は、保管する物品を亡失したときは、直ちに事故報告書を作成し、本庁を經由して知事に提出しなければならない（規則第185条）。なお、亡失の場合、事故報告書には、被害届の日時、届出警察署名及び届出受理番号を記載した書類、所属長意見書などを添付する（ただし、当該事故の内容に鑑み、添付することが困難と認められる資料等については、添付を省略することができる。）（愛知県財務規則の運用について（昭和61年3月14日付け61出管第105号愛知県出納事務局長通知）第185条関係）。

イ 児童生徒用タブレット端末の管理方法について

教育委員会事務局管理部教育企画課（現ICT教育推進課）は、「児童生徒用タブレット端末等の取扱いについて（令和3年10月1日付け3教企第201号）において、各県立学校に「生徒用端末の管理等取扱いについての方針」（以下「取扱方針」という。）を示している。

取扱方針では、児童生徒用タブレット端末の管理について、1人1台配備校（各生徒へ貸付事務を行う学校のこと。）では、「教育企画課が整備した「貸与規程」に基づき、各生徒へ貸付事務を行う」、「備品管理は規定上、物品出納職員保管」、80台配備校（校内利用を原則とする学校のこと。）では、「一般の県有備品と同様の取扱い」とし、「共用備品として払い出し、物品管理責任者の指定」、「原則、通常時においては充電保管庫に保管し、

利用状況を把握の上、常に良好な状態であることを確認（物品管理責任者）」としていた。

また、通常、県立学校は、事故報告書を、教育委員会事務局管理部総務課を通じて知事に提出することとなっているが、取扱方針では、児童生徒用タブレット端末に係るものについては、ICT教育推進課を通じて提出することとされている。

なお、ICT教育推進課は、愛知県監査委員の「令和5年定期監査の結果に関する報告」における生徒用タブレットについて、適切な管理を求めた監査意見（「日常のタブレットの管理及び期日を定めた全校レベルでの一斉点検の方法や紛失事案が発生した際の具体的な対応などを規定した統一的なマニュアルを作成し、適切な管理に取り組みたい」としたものを。）を踏まえ、令和5年10月、児童生徒用タブレット端末の日々の管理や点検に焦点を当てた「愛知県学習用パソコン等管理マニュアル」を策定し、同月6日、各県立学校長宛て通知（5教I第282号）した。同マニュアルでは、学校で保管する端末について、「鍵がかかるロッカーや充電保管庫で、事務職員や教員が日々目につく場所（教室も可）に保管することが望ましい」とするなど、具体的な管理方法を示していた。

(3) 日進西高校における児童生徒用タブレット端末の管理等について

ア 導入の状況

日進西高校における児童生徒用タブレット端末導入台数は、次表のとおりである。

期日	台数
令和2年12月28日	40
令和3年1月29日	40
令和3年10月31日	14
令和4年9月1日	848
令和5年3月29日	10
計	952

イ 利用の状況

日進西高校では、児童生徒用タブレット端末について、令和2年12月28日の40台導入以降、情報科目の授業での活用など、校内で利用してきたが、令和4年9月1日の848台導入により、全生徒への貸与が可能となったため、同日以降準備を進め、同年10月17日、全生徒に貸与し、常時学習等に活用することとし、順次持ち帰りも認めている。

ウ 令和3年度における管理の状況

日進西高校では、「令和3年度学校経営案」の中で、「施設・設備の管理

組織」を規定しており、そこでは、取扱方針で規定する物品管理責任者に当たる「コンピュータ室・準備室」の「管理責任者」を当時の情報科目担当教諭Aとし、管理の方法として、関係諸帳簿と現物の照合を厳密に行い、管理、営繕に努めるものとしていた。

同校では、取扱方針にのっとり、児童生徒用タブレット端末を充電保管庫に保管していた。この充電保管庫は、令和2年12月28日の児童生徒用タブレット端末40台の導入に併せて導入されたものである。充電保管庫は、前面に両開き扉を備え、背面は取り外し可能な一枚板状となっており、両面ともシリンダー錠で施錠できるようになっている。内部は上下2段で、各段は22列に区分されており、各列に児童生徒用タブレット端末を2台ずつ置くことができる構造となっている。

また、当時、校舎の長寿命化工事が実施されており、それに伴い、本来のコンピュータ室が使用できないことから、仮のコンピュータ室で情報の授業を実施していた。この仮のコンピュータ室は、2年5組として使用されていた普通教室に通常の小さな生徒机とは違う大きな長机を設置して仕立てたものであり、長机が同室のスペースのほぼ全てを占めてしまったことから、当時の校長Bは、児童生徒用タブレット端末を収納する充電保管庫を同室内に設置することは不可能と判断し、やむを得ず同室に隣接する廊下に背面側を壁に接するように設置していた。よって、背面は施錠したままとし、児童生徒用タブレット端末の出し入れは、前面扉から行っていた。

なお、同校では、従前、一般的に普通教室は施錠しないものとしていたが、普通教室を仮のコンピュータ室に仕立てる際に、情報科目担当教諭Aから未施錠の教室に児童生徒用タブレット端末を置くことへの懸念が示されたことを踏まえ、校長Bは、同室について不在時には施錠する取扱へと変更していた。

エ 令和4年度における管理の状況

令和4年度、日進西高校では、児童生徒用タブレット端末の全生徒への貸与が見込まれることから、端末を活用した学習をより推進するため、「令和4年度学校経営案」で新たな校内分掌として「ICT教育推進部」を設けた。これに伴い、取扱方針で規定する物品管理責任者について、コンピュータ室・準備室の管理責任者ではなく同部の主任を充てることとし、ICT教育推進主任の教諭Cが物品管理責任者に指定されていた。

(4) 児童生徒用タブレット端末の紛失について

ア 令和3年12月15日の紛失事案（以下「事案1」という。）について

(ア) 概要

日進西高校では、令和3年12月15日、仮のコンピュータ室で児童生徒用タブレット端末40台を使用して4限目の授業を行い、昼休憩を挟んで、5限目の授業を実施する際、児童生徒用タブレット端末1台の紛失が判明した。

当時の紛失状況について、今回の日進西高校における監査並びに愛知県監査委員の令和5年定期監査の結果(【指摘事項】物品(パーソナルコンピューター)の所在が不明となったもの(合規性) 該当機関日進西高等学校)の事実認定時における調査結果及び資料を総合すると、4限目終了後、当時の情報科目担当教諭Dが児童生徒用タブレット端末を、廊下にある充電保管庫に収納したか否かについては必ずしも明らかでないものの、仮のコンピュータ室内に当該保管庫の鍵を残して、同室を施錠することなく離れたことが認められ、その後、5限目実施に当たって、うち1台の紛失が判明したものと認められる。

(4) 発生後の対応

校長Bは、発生約1週間後、事案発生の報告を受け、自ら、直ちに、全職員に対し、充電保管庫及び教室の施錠、鍵の管理の徹底並びに物品の適正な取扱いに係る注意を喚起するとともに、紛失した児童生徒用タブレット端末の搜索を指示した。また、事案発生後は、充電保管庫の鍵を機械警備が施された職員室で保管し、充電保管庫を解錠施錠する都度、児童生徒用タブレット端末の台数を確認するよう取扱を改めた。

一方、校長Bは、令和4年1月上旬、紛失に係る対処について教育企画課(現ICT教育推進課)に相談し、継続的に搜索するよう指示を受けた。その指示を踏まえ、校長Bは、搜索を優先し、事故報告書の作成について、事務長E(出納員)等に指示しないままにしまった。

その後、事故報告書は、同年7月5日、事務長E(出納員)からICT教育推進課に提出されたが、添付した所属長意見書の「2 職員の責任の程度(故意、重大な過失等)及びその判断根拠」に、校長Bは、「現在校舎改修工事により教室が確保できず、普通教室を仮のコンピュータ室として、時限的に使用していること、また、充電保管庫をやむを得ず廊下に設置していたこと等を鑑みると、学校側の管理体制も十分だったと言うことができません」とし、さらに「一担当教諭のみに責任を負わせることも、ましてや出納員(事務長E)にも、「故意、重大な過失」は認められないものと考えます」と記述していた。

この点について、校長Bは、本件監査の聴取に対し、普通教室の仮のコンピュータ室としての使用及び充電保管庫の廊下設置という事案発生時の学校側の管理体制が十分だったとはいえないとの認識はあった

が、現に自らに与えられた予算等を踏まえると、それらを見直すなどの改善は困難と判断したと答えた。

なお、当時、前記(3)ウのとおり、日進西高校では、長寿命化工事が実施されていたことから、工事で使用できない教室の物品等が校内の空きスペースに仮置きされている状態であった。そのため、校長Bは、紛失した児童生徒用タブレット端末もそのどこかに紛れている可能性もあると考え、盗難とせず、警察に被害届を提出しなかった。

イ 令和4年10月14日の紛失事案（以下「事案2」という。）について

(ア) 概要

日進西高校では、前記(3)アで述べたとおり、令和4年9月1日に848台の児童生徒用タブレット端末が導入され、それ以降、常時学習に使うことを目的として、各生徒に貸与すべく、校長室に保管しながら準備を進めていた。一方、同校では、令和4年度、カリキュラムを変更し、情報科目について、従前は1年生での履修であったものを、2年生での履修としたため、情報科目の授業で児童生徒用タブレット端末を使用する機会はなかったこと、校舎の長寿命化工事の影響で保管スペースが限られていたことから、令和3年1月29日までに配備された児童生徒用タブレット端末のうち事案1で紛失したものを除いた79台（以下「令和2年度導入端末」という。）は、引き続き、事案1と同一の充電保管庫に施錠した状態で収納し、2年5組の教室（令和4年4月1日に、旧仮のコンピュータ室を普通教室に転用。）に隣接する廊下に置いていた。

このような中、令和4年10月14日に、教諭Cが、全ての児童生徒用タブレット端末を会議室に集め、生徒への貸与の準備をしていた際、令和2年度導入端末のうち3台の紛失が判明した。なお、充電保管庫の鍵は、機械警備が施された職員室内に保管されていた。

(イ) 発生後の対応

日進西高校では、前記ア(イ)で述べたとおり、令和2年度導入端末について、事案1発生後、使用の都度、その台数を確認していたこと、令和4年3月25日に使用し、台数確認した後は、令和4年度に情報科目の授業がなかったこともあり、使用する機会がなく、台数確認をしていなかったものの、充電保管庫の施錠及びその鍵の管理も徹底していたことから、校長Bは、本事案を紛失と判断し、令和4年10月17日の職員連絡会で、全職員にその搜索を指示した。

ウ 令和4年10月24日の紛失事案（以下「事案3」という。）について

(ア) 概要

前記(3)イで述べたとおり、日進西高校では、児童生徒用タブレット端末の貸与の準備を進めており、準備が完了したことから、令和4年10月17日、全生徒に児童生徒用タブレット端末を貸与した。1年生及び3年生については、同日以降、授業で使用するとともに、持ち帰りも認めていたが、2年生については、同年11月9日から11日までの間、修学旅行に出かけることになっていたため、授業では使用していたものの、持ち帰りは同年11月14日以降に認めることとしていた。貸与に併せて、各教室に充電保管庫が設置され、児童生徒用タブレット端末について、生徒は、持ち帰る場合でも、学校にいる間は、授業等で活用する場合を除いて、各自のものを充電保管庫に収納することとしていた。

同年10月24日、2年5組の教室において、授業で使用するため、児童生徒用タブレット端末を、充電保管庫（事案1及び2と同一のもの。同年10月17日に廊下から2年5組の教室内に移設。）から取り出していたところ、1台の紛失が判明した。前述のとおり、2年生については、この時点で、児童生徒用タブレット端末を持ち帰っておらず、前日の終礼時には、担任が台数を確認し、充電保管庫に収納していた。鍵は職員室で管理していた。

(イ) 発生後の対応

校長Bは、事案2と同様、本事案を紛失と判断し、令和4年10月25日に2年5組、同月26日に2年生全体、同月28日に学校全体を捜索するよう指示した。

なお、校長Bは、事案1に係る事故報告書提出が、発生から相当期間経過後となってしまったことへの反省から、ICT教育推進課の指示を待つことなく、教諭Cに、事案2と併せて事故報告書の作成を指示し、令和4年12月13日、ICT教育推進課に提出した。

また、令和5年1月6日、亡失防止策として充電保管庫を二重ロックとするべく、鍵の追加作業を行おうとしたところ、事案1、2及び本事案に係る充電保管庫の背面の鍵のシリンダー部分が外れる状態で破損していることが判明した。

エ 事案2における紛失台数について

日進西高校では、令和5年10月10日、改めて生徒に貸与していない学校保管端末の現物確認を行ったところ、事案2で紛失した児童生徒用タブレット端末の台数が3台ではなく4台であったことが判明した。それ以前に紛失台数を3台としていたのは、教諭Cは、事案2が発生した令和4年10月14日時点で、紛失台数を4台と認識しており、同年12月13日に提出した事故報告書でもその旨記載していたものの、併せて提出した貸与物

品亡失・損傷届（愛知県学習用パソコン等貸与規程第14条関係様式第5号）の「対象の学習用パソコンの管理番号」欄に記載した4台の管理番号のうち1台分が事案1で紛失した児童生徒用タブレット端末のものであったため、ICT教育推進課から修正して再提出するよう指示を受け、本来、紛失台数ではなく管理番号を修正すべきところ、紛失台数を3台に修正してしまったことが原因である。

オ 被害届について

日進西高校では、各事案発生時点で、いずれについても紛失と判断しており、警察に相談したことはあったものの、被害届提出には至っていなかった。

しかしながら、令和5年1月6日の充電保管庫背面の鍵穴破損判明を踏まえ、いずれの事案についても盗難であることが強く疑われる状況だと判断し、同年10月26日、校長F（校長Bは、同年4月1日付けで他の高等学校に異動。）は、事案1、2及び3で亡失した児童生徒用タブレット端末合計6台（同年10月10日に紛失が判明した1台を含む。）に係る被害届を提出した。

2 判断

以上の認定した事実に基づき、請求人の主張を踏まえ、判断する。

請求人に本件住民監査請求の趣旨を確認したところ、日進西高校における児童生徒用タブレット端末の紛失について、事案1発生後、校長が職務上の監督責任を果していなかったことが事案2及び3の発生を招いた原因であり、法第242条第2項に規定される住民監査請求の請求期間の制限（1年）に抵触する余地のない事案3で発生した損害について、令和3年度、令和4年度又は令和5年度の校長に対し損害賠償を求めるとのことであった。

本件においては、児童生徒用タブレット端末の紛失が、令和3年12月に事案1が発生し、続いて、令和4年10月14日に事案2が、更に近接して同月24日に事案3が発生していることは、真に遺憾であり、かつ、最終的にはいずれの事案も盗難が強く疑われる重大な事案であることが認められたものである。

物品を亡失した職員の賠償責任については、法第243条の2の2第1項前段において、「会計管理者若しくは会計管理者の事務を補助する職員、資金前渡を受けた職員、占有動産を保管している職員又は物品を使用している職員が故意又は重大な過失（現金については、故意又は過失）により、その保管に係る現金、有価証券、物品（基金に属する動産を含む。）若しくは占有動産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。」と規定されている。

本件は、物品（児童生徒用タブレット端末）を亡失した事案であるが、本件

住民監査請求は、当該物品を保管又は使用していた物品出納職員（日進西高校では、事務長）又は物品管理責任者（日進西高校では、コンピュータ室・準備室の管理責任者の情報科目担当教諭（令和3年度）やICT教育推進主任（令和4年度））ではなく、それらの者を管理監督する立場にある校長の賠償責任を問うというものである。しかし、校長は、同項前段の職員に該当しないため、本件では、校長が、民法（明治29年法律第89号）第709条に基づく賠償責任を負うか否かを検討することとなる。

民法第709条では、不法行為による損害賠償の主観的要件は「故意又は過失」とされている。他方、国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第2項は、公務員の違法行為により国又は公共団体が賠償責任を負った場合に当該公務員に求償できるのは、公務員に「故意又は重大な過失」がある場合に限定しており、これは、公務員が損害賠償請求を意識するあまり萎縮し、その結果、行政の停滞をもたらすことのないようにするとの趣旨と考えられる。

この点、前記1で認定したとおり、愛知県では、高校時代から1人1台端末を用いた学習により情報技術を活用できる力を身に付けさせ、卒業後に即時活躍できる人材を育成することを目的として、各県立学校に、順次、児童生徒用タブレット端末を導入してきており、日進西高校には令和4年度までに952台が導入されている。この趣旨から、授業や自宅での学習のために児童生徒用タブレット端末を積極的かつ活発に活用させて学習効果の向上を図ることは、校長として重要な職責といえる。ところが、校長が、児童生徒用タブレット端末の管理を怠ったとして他者から容易に賠償責任を問われることになれば、校長は、紛失を恐れるあまり、勢い過度に厳格な管理を行い、その結果端末の利用が消極的な運用になりかねない。これでは、児童生徒用タブレット端末導入の趣旨から考えて本末転倒になりかねず、本件につき、校長の管理については、単なる過失でなく、上記国家賠償法の趣旨同様に「重過失」でなければ、その責任を問うことができないというべきである。

以上のことから、本件住民監査請求では、事案3の児童生徒用タブレット端末紛失について、校長が民法第709条に基づく賠償責任を負うか否かを検討するところ、その主観的要件は、国家賠償法第1条第2項の趣旨を考慮し、校長に「故意又は重大な過失」が認められるか否かで判断するのが相当である。なお、「重大な過失」とは、「通常、人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかな注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然これを見過ごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態を指すものと解するのが相当」（昭和32年7月9日最高裁判決）と判示されている。

前記1(4)で認定した事実によれば、校長Bは、事案1発生後、教育企画課

(現 I C T 教育推進課) への相談を踏まえてのこととはいえ、規則上直ちに提出しなければならない事故報告書の提出まで相当期間要しており、かいの長として、その職責を十分果たしていたとまではいえない。さらに、事案 2 における紛失台数を正確に把握していなかったことなど、校長 B には、各事案に係る全容把握に遺漏があったことは否めない。

しかしながら、校長 B は、事案発生以前から、取扱方針にのっとり各年度の学校経営案において物品管理責任者を指定していたこと、普通教室を仮のコンピュータ室に仕立てる際、同室について不在時には施錠するものとしていたことなど、かいの長として、児童生徒用タブレット端末の管理に関して、一定の職責を果たしていたことが認められる。さらに、事案 1 発生後、教室の施錠、鍵の管理の徹底及び物品の適正な取扱いに係る注意を喚起したこと、児童生徒用タブレット端末の検索を指示したこと、充電保管庫の鍵を職員室で保管することに改めたこと、充電保管庫を解錠施錠する都度、児童生徒用タブレット端末の台数を確認するよう指示したことなど、事案 1 発生当時、教育企画課(現 I C T 教育推進課) から児童生徒用タブレット端末の管理方法が具体的に示されていない中で、校長 B なりに、紛失の再発防止に向け様々取り組んでいたことも認められる。当時は、前例のない 1 人 1 台端末の導入が段階的に始まったところであり、既存の学校校舎内では保管スペースも限られることに加え、校舎の長寿命化工事も重なり、その管理方法は、試行錯誤にならざるを得なかったことを考え合わせると、校長 B としては、著しく注意が欠如していたとはいえない。

また、請求人は、校長が警察に被害届を提出しなかったことに言及しているが、事案 1 発生当時から、日進西高校では長寿命化工事が実施されており、児童生徒用タブレット端末が工事の影響で雑然となっている校内のどこかに紛れ込んでいる可能性も否定できない。このため、校長 B が、直ちに盗難と考えるべき直接の事情は認められず、紛失を前提に行動したことを直ちに非難することはできない。

なお、事案 2 及び 3 の発生に、充電保管庫背面の鍵の破損が関係していた可能性も考えられるが、いつ、どのように破損したか真相は不明であるし、仮に鍵の破損を見過ごしたことが事案 3 の発生につながったとしても、破損部は背面で壁面に隠れて目に付きにくく、破損状況も一見して容易に気が付くような外観を呈していたとはいえ、発見が遅れたことをもって著しい注意欠如と非難することも困難である。

以上のことを踏まえると、事案 3 における児童生徒用タブレット端末紛失に関して、校長 B の物品の管理の事務については、必ずしも万全とはいえず、物足りなさは感じるものの、校長 B に故意又は重大な過失があったと認める

ことはできない。

よって、令和3年度及び4年度の校長Bが職務上の監督責任を果たしていないとまではいえず、事案3で県が被った損害の賠償責任があるとはいえない。

また、令和5年度の校長Fは、事案1、2及び3発生時、校長の職にはなく、事案3で県が被った損害の賠償責任を負担する余地はない。

第4 結論

以上述べたとおり、請求人の主張は、理由がないものと認められるので、これを棄却する。